

令和 3 年

市議会 6 月定例会議案参考資料

知立市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第39号、参考資料)

改正後		改正前
(審査の申出)	(審査の申出)	
第4条 略	第4条 略	
2・3 略	2・3 略	
<u>4</u> 略	<u>4</u> 略	<u>4</u> 審査申出書には、審査申出人(審査申出人が法人その他の社団又は財団
<u>5</u> 略	<u>5</u> 略	であるときは、代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人に
(審査申出人の口頭による意見陳述)	(審査申出人の口頭による意見陳述)	よって審査の申出をするときは代理人)が押印しなければならない。
第7条 略	第7条 略	
2 略	2 略	
3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。	3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調査	を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略	
(口頭審理)	(口頭審理)	
第8条 略	第8条 略	
2～4 略	2～4 略	
5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。	5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者が署名押印しなけ	ればならない。
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略	
6・7 略	6・7 略	
8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。	8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調査	を作成した書記が署名押印しなければならない。
(1)～(5) 略	(1)～(5) 略	
(実地調査)	(実地調査)	
第9条 略	第9条 略	

改正後	改正前
2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1)～(4) 略 (議事についての調書) 第10条 略 2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1)～(4) 略	2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、<u>調査を行った委員及び調書を作成した書記が署名押印しなければならない。</u> (1)～(4) 略 (議事についての調書) 第10条 略 2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、<u>議事に参加した委員及び調書を作成した書記が署名押印しなければならない。</u> (1)～(4) 略

知立市職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
手当の種類	勤務内容	支給額		手当の種類	勤務内容	支給額	
略				略			
防疫手当	略			防疫手当	略		
	市長の定める場所において、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって市長の定めるもの	略			市長の定める場所において、新型コロナウイルス感染症（ <u>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するもの</u> をいう。以下同じ。）から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって市長の定めるもの	略	
略				略			

知立市税条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第 1 条関係）

（議案第 4 1 号、参考資料）

改正後（公布の日等）	改正前
（個人の市民税の非課税の範囲） 第26条 略	（個人の市民税の非課税の範囲） 第26条 略
2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきものうち、前年の合計所得金額が32万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に18万9,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。 （寄附金税額控除）	2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきものうち、前年の合計所得金額が32万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に18万9,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。 （寄附金税額控除）
第33条の 7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金（県内に主たる事務所を有する法人若しくは団体又は県外に主たる事務所を有する法人等のうち知事が指定するものに限る。ただし、第12号に掲げる寄附金は、市内に事務所その他活動拠点を有する法人又は団体に対するものに限る。）若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第33条の 3 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 （1）～（12） 略	第33条の 7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金（県内に主たる事務所を有する法人又は団体に対するものに限る。ただし、第12号に掲げる寄附金は、市内に事務所その他活動拠点を有する法人又は団体に対するものに限る。）若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第33条の 3 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 （1）～（12） 略
2 略 （個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書） 第35条の 3 の 2 略 2 ・ 3 略	2 略 （個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書） 第35条の 3 の 2 略 2 ・ 3 略

改正後（公布の日等）	
4	給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が<u>令第48条の9の7の2</u>において準用する<u>令第8条の2の2</u>に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第51条の9第3項において同じ。）により提供することができる。
5	略 （個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書） 第35条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（<u>年齢16歳未満の者に限る。</u>）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 （1）～（3） 略
2・3	略
4	公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>令第48条の9の7の3</u>において準用する<u>令第8条の2の2</u>に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

改正前	
4	給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が<u>所得税法第198条第2項</u>に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項において同じ。）により提供することができる。
5	略 （個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書） 第35条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（<u>控除対象扶養親族を除く。</u>）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 （1）～（3） 略
2・3	略
4	公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>所得税法第203条の6第6項</u>に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

改正後（公布の日等）	改正前
5 略 （特別徴収税額） 第51条の8 第51条の7の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。 （1）退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書（以下この条、次条第2項及び第3項並びに第51条の10第1項において「退職所得申告書」という。）に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの（次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第51条の3及び第51条の4の規定を適用して計算した税額 （2）略 2 略 （退職所得申告書） 第51条の9 略 2 略	5 略 （特別徴収税額） 第51条の8 第51条の7の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。 （1）退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書（以下本条、次条第2項及び第51条の10第1項において「退職所得申告書」という。）に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの（次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第51条の3及び第51条の4の規定を適用して計算した税額 （2）略 2 略 （退職所得申告書） 第51条の9 略 2 略
3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。 4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。	

改正後（公布の日等）	改正前
(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等) 第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第32条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一年計配偶者及び扶養親族（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一年計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第25条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。 2・3 略 (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例) 第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第33条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「ままで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。 (新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例) 第26条 略 <u>2. 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき、新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</u>	(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等) 第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第32条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一年計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一年計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第25条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。 2・3 略 (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例) 第6条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第33条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「ままで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。 (新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例) 第26条 略

知立市税条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第2条関係）

改正後（令和4年1月1日）	改正前（公布の日）
（寄附金税額控除） 第33条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金（県内に主たる事務所を有する法人若しくは団体又は県外に主たる事務所を有する法人等のうち知事が指定するものに対するものに限る。ただし、第12号に掲げる寄附金は、市内に事務所その他活動拠点を有する法人又は団体に対するものに限る。）若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第33条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 （1） 略 （2） 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金（<u>出資に関する業務に充てられることが明らかにかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に</u>関連するものに限る。） （3） 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（<u>出資に関する業務に充てられることが明らかにかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に</u>関連するものに限る。） （4） 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかにかなものを除き、<u>当該法人の主たる目的である業務に</u>関連するものに限る。） （5） 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財	（寄附金税額控除） 第33条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金（県内に主たる事務所を有する法人若しくは団体又は県外に主たる事務所を有する法人等のうち知事が指定するものに対するものに限る。ただし、第12号に掲げる寄附金は、市内に事務所その他活動拠点を有する法人又は団体に対するものに限る。）若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第33条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 （1） 略 （2） 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。） （3） 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。） （4） 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。<u>当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。</u>） （5） 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財

改正後（令和４年１月１日）	改正前（公布の日）
団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第１項第２号及び第３号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（<u>出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。</u>）	団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第１項第２号及び第３号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
(６) 所得税法施行令第217条第４号に規定する学校法人に対する寄附金（<u>出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。</u>）	(６) 所得税法施行令第217条第４号に規定する学校法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
(７) 所得税法施行令第217条第５号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第314条の７第１項第２号に掲げるものと及び出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）	(７) 所得税法施行令第217条第５号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第314条の７第１項第２号に掲げるものを<u>除く</u>。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
(８) 所得税法施行令第217条第６号に規定する更生保護法人に対する寄附金（<u>出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。</u>）	(８) 所得税法施行令第217条第６号に規定する更生保護法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
(９) 略	(９) 略
(10) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の２第２項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの、<u>出資に関する業務に充てられることが明らかかなもの及び第12号に掲げる寄附金を除く。</u>）	(10) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の２第２項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものと及び第12号に掲げる寄附金を除く。）
(11) 略	(11) 略
(12) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利活動法人であって別表に掲げるものに対する当該特定非営利活動法人の行う同条第１項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものと及び出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除く。）	(12) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利活動法人であって別表に掲げるものに対する当該特定非営利活動法人の行う同条第１項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）

	改正後（令和４年１月１日）	改正前（公布の日）
２ 略		２ 略

知立市税条例等の一部を改正する条例（令和２年知立市条例第21号）の一部改正案新旧対照表（第３条関係）

改正後	改正前
第２条 知立市税条例の一部を次のように改正する。 略 第46条第１項中「第４項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第９項、第10項及び第12項」に、「第４項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第３項」を「第２項後段」に改め、同条第２項中「第66条の７第５項及び第11項又は第68条の91第４項及び第10項」を「第66条の７第４項及び第10項」に、「第321条の８第24項」を「第321条の８第36項」に改め、同条第３項中「第66条の９の３第３項及び第９項」に、「第321条の８第25項」を「第321条の８第37項」に改め、同条第４項中「第321条の８第26項」を「第321条の８第38項」に改め、同条第５項中「第321条の８第22項」を「第321条の８第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「第４項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第６項中「第４項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の８第23項」を「第321条の８第35項」に改め、同条第７項中「第321条の８第22項」を「第321条の８第34項」に、「第４項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第２号中「第321条の８第23項」を「第321条の８第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の８第42項」を「<u>第321条の８第60項</u>」に、「同条第42項」を「<u>同条第60項</u>」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第９項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第９項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第９項」に、「第75条の４第２項」を「第75条の５第２項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12	第２条 知立市税条例の一部を次のように改正する。 略 第46条第１項中「第４項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第９項、第10項及び第12項」に、「第４項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第３項」を「第２項後段」に改め、同条第２項中「第66条の７第５項及び第11項又は第68条の91第４項及び第10項」を「第66条の７第４項及び第10項」に、「第321条の８第24項」を「第321条の８第36項」に改め、同条第３項中「第66条の９の３第３項及び第９項」に、「第321条の８第25項」を「第321条の８第37項」に改め、同条第４項中「第321条の８第26項」を「第321条の８第38項」に改め、同条第５項中「第321条の８第22項」を「第321条の８第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「第４項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第６項中「第４項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の８第23項」を「第321条の８第35項」に改め、同条第７項中「第321条の８第22項」を「第321条の８第34項」に、「第４項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第２号中「第321条の８第23項」を「第321条の８第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の８第42項」を「<u>第321条の８第52項</u>」に、「同条第42項」を「<u>同条第52項</u>」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第９項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第９項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第９項」に、「第75条の４第２項」を「第75条の５第２項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12

改正後	改正前
項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8 第51項」を「<u>第321条の8 第69項</u>」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4 第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3 第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5 第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。 第48条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に、「、納付」を「納付」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「<u>第48条の15の5 第4項</u>」を「<u>第48条の15の4 第4項</u>」に改める。 <u>第50条第3項中「第46条の15の5 第4項」を「第46条の15の4 第4項」に改め、同条第4項から第6項までを削る。</u>	項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8 第51項」を「<u>第321条の8 第61項</u>」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4 第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3 第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5 第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。 第48条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に、「、納付」を「納付」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。 <u>第50条第4項から第6項までを削る。</u>
略 附則第3条の2 第2項中「及び第4項」を削る。 <u>附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8 第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8 第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。</u>	略 附則第3条の2 第2項中「及び第4項」を削る。 略

知立市税条例改正（案）の要旨

税目	項目	関係条文	改正の内容	適用時期
個人住民税	非課税範囲の見直し	条例 第26条 附則第5条	均等割及び所得割を課さないこととする所得限度額の算定における扶養親族のうち、国外居住親族について、海外へ留学している者又は障害者等を除き30歳以上70歳未満の者は、扶養親族として計上することができなくなることに伴い規定の整備を行うもの。	令和6年度 課税分から
	寄附金税額控除の見直し	条例 第33条の7	(1) 従来、県内に主たる事務所を有する法人等に対する寄附金が対象であったが、知事が指定する県外に主たる事務所を有する法人等で県内に事務所を有するものに対する寄附金も新たに寄附金税額控除の対象とするもの。 (2) 特定公益増進法人等に対する寄附金のうち、その寄附金が出資に関する業務に充てることが明らかなものについて、寄附金税額控除の対象より除外するもの。	令和4年度 課税分から
	扶養親族申告書等の提出方法の変更及び追加	条例 第35条の3の2 第35条の3の3 第51条の9	(1) 給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族申告書の電子提出を行うときの要件について、所轄税務署長の承認から政令で定めるものに変更するもの。 (2) 退職所得申告書を支払者に提出する方法として書面提出に加え、電子による方法を追加するもの。	条例の施行 日以後から
	医療費控除の特例措置の期限延長	条例 附則第6条	平成30年度から令和4年度まで医療費控除の特例として設けられたセルフメディケーション税制について、その適用期限を令和9年度まで延長するもの。	令和5年度 課税分から

	住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長	条例 附則第26条	住宅借入金等特別税額控除に係る入居期限を令和4年末まで（現行の要件は令和2年末まで（新型コロナウイルスの感染症の影響により入居が遅れた場合は令和3年末まで））延長し、適用年の各年において、所得税額から控除しきれない額を、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税から控除するもの。	令和4年度 課税分から
--	----------------------	--------------	---	----------------

知立市遺児手当支給条例の一部を改正する条例の一例を改正する条例案新旧対照表

(議案第 4 2 号、参考資料)

改正後	改正前
附 則 1・2 略 3 前項の規定にかかわらず、令和 2 年 4 月 10 日から施行日の前日までの間に生じた<u>新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス (令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))</u>の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由により改正前の知立市遺児手当支給条例第 5 条の規定の申請をすることができなかつた場合には、新条例第 6 条第 2 項の規定を適用する。この場合において、同項中「その理由がやんだ後 15 日以内」とあるのは、「その理由がやんだ後 15 日以内」とあるのは、新条例第 7 号) の施行の日前である場合においては、同日後 15 日以内)」とする。	附 則 1・2 略 3 前項の規定にかかわらず、令和 2 年 4 月 10 日から施行日の前日までの間に生じた<u>新型コロナウイルス感染症(平成 24 年法律第 31 号) 附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由により改正前の知立市遺児手当支給条例第 5 条の規定の申請をすることができなかつた場合には、新条例第 6 条第 2 項の規定を適用する。この場合において、同項中「その理由がやんだ後 15 日以内」とあるのは、「その理由がやんだ後 15 日以内」とあるのは、新条例第 7 号) の施行の日前である場合においては、同日後 15 日以内)」とする。</u>

知立市介護サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表
(議案第43号、参考資料)

改正後		改正前
(一般原則) 第4条 略 2 略 3 <u>指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> 4 <u>指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報（以下「介護保険等関連情報」という。）その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u> (指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準) 第10条 法第81条第1項の条例で定める員数及び同条第2項の条例で定める基準は、次条から第13条までに定めるところによる。 (一般原則) 第11条 略 2～4 略 5 <u>指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> 6 <u>指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u> (準用) 第12条 第5条及び第6条の規定は、指定居宅介護支援事業者について準用する。この場合において、<u>第5条第1号及び第2号</u>中「指定地域密着型サービス」とあるのは「指定居宅介護支援」と、同条第1号中「別表第1の	(一般原則) 第4条 略 2 略 (指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準) 第10条 法第81条第1項の条例で定める員数及び同条第2項の条例で定める基準は、次条から第14条までに定めるところによる。 (一般原則) 第11条 略 2～4 略 (準用) 第12条 第5条及び第6条の規定は、指定居宅介護支援事業者について準用する。この場合において、<u>第5条各号</u>中「指定地域密着型サービス」とあるのは「指定居宅介護支援」と、同条第1号中「別表第1の左欄に掲げる	

改正後	改正前
左欄に掲げるサービスの種類の並び、それぞれ同表の右欄」とあるのは「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第29条第2項各号」と読み替えるものとする。 （一般原則） 第19条 略 2 略 3 <u>指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> 4 <u>指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u> （一般原則） 第24条 <u>指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居室において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。</u> 2 <u>指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行われるものでなければならない。</u> 3 略 4 略 5 <u>指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> 6 <u>指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行う</u>	サービスの種類の並び、それぞれ同表の右欄」とあるのは「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第29条第2項各号」と読み替えるものとする。 （一般原則） 第19条 略 2 略 （一般原則） 第24条 略 2 略

改正後	改正前
<u>よう努めなければならぬ。</u>	

知立市国民健康保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第44号、参考資料)

改正後	改正前
附 則 (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金) 第3条 給与等 (所得税法 (昭和40年法律第33号) 第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与 (健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)) を除く。以下同じ。) の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき (新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス (令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)) である感染症をいう。以下同じ。)) に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)) は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。 2～4 略	附 則 (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金) 第3条 給与等 (所得税法 (昭和40年法律第33号) 第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与 (健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)) を除く。以下同じ。) の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき (新型コロナウイルス感染症 (平成24年法律第31号) 附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症 (以下「新型コロナウイルス感染症」という。)) に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)) は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。 2～4 略

知立市手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第45号、参考資料)

改正後				改正前			
別表第3（第2条関係） その他の手数料				別表第3（第2条関係） その他の手数料			
種類	単位	金額	備考	種類	単位	金額	備考
略				略			
印鑑登録証	1枚	200	印鑑登録証（IDカード）を既に取得していて、亡失及び改印の場合	印鑑登録証	1枚	200	印鑑登録証（IDカード）を既に取得していて、亡失及び改印の場合
				合			
				追記欄の余白がなくなった場合等を除く。			
略				略			

